

第2回 東京都版市場化テストモデル事業監理委員会 次第

日 時 平成18年12月15日(金) 9時30分～

場 所 第一本庁舎33階 特別会議室N2

議 題

- 1 事業計画書の評価基準について
- 2 東京都対象業務所管部署及び民間事業者から提出された事業計画書
に対する評価(案)について
- 3 今後の予定について
 - (1) 事業実施者の決定(12月18日)について
 - (2) モデル事業のモニタリング及び事業実施後の評価について
 - (3) 平成19年度の市場化テスト対象について
- 4 その他

<配布資料>

- 資料1 事業計画書等の提出状況
- 資料2 事業計画書評価基準(会議終了後回収)
- 資料3 産業労働局技術審査委員会における採点集計表(会議終了後回収)
- 資料4 各校・各社事業計画書(会議終了後回収)
- 資料5 東京都版市場化テストモデル事業における事業実施状況のモニタリング
及び事業実施後の評価の詳細

<参考資料>

- 参考1 第1回東京都版市場化テストモデル事業監理委員会 議事概要
- 参考2 第1回東京都版市場化テストモデル事業監理委員会における委員意見
及び都の見解
- 参考3 東京都版市場化テストモデル事業Q&A

※ 資料2～4は非公表とさせていただきます。

資料1

事業計画書等の提出状況

NO	科目名	事業計画書等提出者数	
		都	民間
1	ネットワーク構築科 (飯田橋技術専門校有明分校)	1	4
2	貿易実務科 (飯田橋技術専門校有明分校)	1	2
3	医療事務科 (飯田橋技術専門校)	1	5
4	医療事務科 (八王子技術専門校)	1	1
5	ビジネス経理科 (高年齢者技術専門校)	1	6
6	経営管理実務科 (高年齢者技術専門校)	1	3
7	経営管理実務科 (府中技術専門校)	1	3
延べ参加者数		7件	24件(13者)

東京都版市場化テストモデル事業における事業実施状況の モニタリング及び事業実施後の評価の詳細について

I 目 的

東京都版市場化テストモデル事業について、モデル事業の適切な実施を確保するため、モニタリングを行う。

また、事業実施後は、モデル事業の実施結果及び対象業務の今後の取り扱いについての評価を行う。

II モデル事業実施状況のモニタリング

モデル事業実施期間中（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）において、以下によりモデル事業実施状況のモニタリングを行う。

1 モニタリングの実施主体

- (1) 民間事業者が業務を実施する場合
産業労働局雇用就業部が行い、総務部へ報告する。
- (2) 東京都対象業務所管部署が業務を実施する場合
産業労働局総務部が行う。

2 モニタリングの視点

- (1) 対象業務が適切に実施されているか。【必須事項】
 - ① 事業計画書に記載した内容に従い、業務を実施しているか。
 - ② 事務処理マニュアルに定める内容（提出書類など）を履行しているか。
 - ③ 実施要項上の要求水準を達成しているか。
 - ④ 入校生の訓練修了実績はどうか（退校者がいる場合はその事由を含む）。
 - ⑤ 事業計画書に記載した目標就職率を達成しているか。
- (2) 訓練内容及び就職支援について、訓練生の評価は優れているか。
- (3) 事業計画書に記載した内容以外に、受講生の就職に有効な新たな工夫を行うなど、訓練や就職支援業務のレベルアップに努めているか。

3 モニタリング内容

(1) モニタリング項目、実施時期等

区分	NO	項目	実施時期・頻度
民間事業者が業務を実施する場合	1	事務処理マニュアルに定める運営状況調査（実地調査含む）による調査項目	運営状況調査実施時 ※年4回及び必要に応じ実施
	2	事務処理マニュアルや事業計画書に記載された内容の履行状況 ※1に係るものを除く	・提出書類関係 随時 ・その他 運営状況調査実施時
	3	修了率（退校者がいる場合はその事由を含む）	前期、後期各訓練修了時
	4	訓練修了3ヶ月間の就職率 ※後期訓練修了3ヶ月間の就職率の確認は、管轄する都立技術専門学校が行う。	前期、後期各訓練修了3ヶ月間
	5	受講生へのアンケート調査結果	前期、後期各訓練修了時
	6	事業計画書に記載した内容以外に、受講生の就職に有効な新たな工夫を行うなど、業務のレベルアップに努めた内容（訓練、就職支援）	運営状況調査実施時 ※年4回及び必要に応じ実施
	7	業務改善指導の改善状況（必要な場合）	業務改善指導後、必要に応じて実施
東京都が業務を実施する場合	1	事務処理マニュアルや事業計画書に記載された内容の履行状況（実地調査含む）	年4回及び必要に応じ実施
	2	修了率（退校者がいる場合はその事由を含む）	前期、後期各訓練修了時
	3	訓練修了3ヶ月間の就職率	前期、後期各訓練修了後3ヶ月間
	4	受講生へのアンケート調査結果	前期、後期各訓練修了時
	5	事業計画書に記載した内容以外に、受講生の就職に有効な新たな工夫を行うなど、業務のレベルアップに努めた内容（訓練、就職支援）	運営状況調査実施時 ※年4回及び必要に応じ実施
	6	業務改善指導の改善状況（必要な場合）	業務改善指導後、必要に応じて実施

(2) 運営状況調査の調査項目

- ① 就職支援計画の履行確認
- ② 関係書類の確認

生徒名簿、講師名簿、月間時限表、生徒日誌、未履修時間記録簿、出席状況報告書、使用テキスト

(該当のみ) 欠席届・欠席証明書類、退校申請書、就職面接証明書

- ③ 施設、訓練環境の確認 など
- (3) 受講生の事故、苦情(要望含む)の内容及び対応
事業計画書に記載された内容の履行状況確認においては、受講生の事故、苦情(要望含む)の内容及び対応の確認も含む。民間事業者または東京都対象業務所管部署は、その内容と対応について記録し、随時、管轄する都立技術専門校または産業労働局総務部へ提出すること。
- (4) アンケート項目
 - ・ 施設面、指導員・講師等の対応、訓練内容、就職支援内容、総合満足度 など
- (5) 就職率の把握内容
 - ・ 訓練科目関連業種への就職率、全業種への就職率、就職経路 など
- (6) 実地調査の内容
 - ・ 業務管理体制、訓練・就職支援の実施状況、指導員・講師等の体制・対応、施設・機器等の管理状況 など
- (7) その他
 - ・ モニタリングに必要な様式については、「事務処理マニュアル」記載の各種報告等の様式とあわせて、別に指示する。

4 モニタリング結果の公表

- (1) 公表項目
 - ① 事業計画書及び事務処理マニュアルに基づく対象業務の実施状況
 - ② 修了率
 - ③ 訓練修了後3ヵ月間の就職率
 - ④ 受講生へのアンケート調査結果の概要
 - ⑤ その他
 - ・ 事業計画書に記載した内容以外に実施された、受講生の就職に有効な新たな工夫など、業務のレベルアップに向けた取組内容
 - ・ 業務改善指導の内容及び改善状況(必要な場合)
- (2) 公表方法
産業労働局ホームページ及び総務局行政改革推進部ホームページにおいて公表する。
- (3) 公表時期
前期訓練・後期訓練について、訓練修了3ヵ月後に就職率が確定した後、準備が整い次第公表する。
なお、訓練修了3ヵ月間の就職率については、以下により把握するものとする。
 - ① 民間事業者が実施する場合
 - ・ 前期訓練については、民間事業者は訓練修了3ヵ月間の就職状況を取りまとめ、平成20年1月10日までに、管轄する都立技術専門校へ報告するものとする。

- ・ 後期訓練については、管轄する都立技術専門校が調査し、平成 20 年 7 月 10 日までに確定させるものとする。
- ② 東京都対象業務所管部署が実施する場合
 - ・ 管轄する都立技術専門校が調査し、前期訓練については平成 20 年 1 月 10 日まで、後期訓練については平成 20 年 7 月 10 日までに確定させるものとする。
- (4) 東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の意見聴取
公表にあたっては、東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の意見を聴くものとする。

Ⅲ モデル事業実施後の評価

モデル事業実施期間終了後、以下によりモデル事業の実施に係る評価を行う。

1 評価の実施主体

- (1) 民間事業者が業務を実施する場合
産業労働局雇用就業部が行い、総務部へ報告する。
- (2) 東京都対象業務所管部署が業務を実施する場合
産業労働局総務部が行う。

2 評価方法

- (1) 評価内容
別表の項目及び視点に基づき、以下の内容について評価する。
 - ① 対象業務の実施状況
 - ② 事業効果
 - ③ 総合評価
 - ④ 対象業務の今後の取り扱いについて
- (2) 評価基準
 - ① 「対象業務の実施状況」、「事業効果」及び「総合評価」について
 - A 優れている（従来の実施状況、事業効果に比べ、優れている）
 - B 適切である（従来の実施状況、事業効果と同程度）
 - C 問題がある（従来の実施状況、事業効果に比べ、劣っている）
 - ② 対象業務の今後の取り扱いについて
対象業務の実施状況及び事業効果を検証し、対象業務の今後の取り扱いを決定する。
 - ア 民間委託による実施
 - イ 市場化テストの継続実施
 - ウ 東京都対象業務所管部署による実施
 - エ 対象業務の見直し

3 評価結果等の公表

- (1) 公表項目
 - ① 対象業務の実施状況
 - ② 修了率（前期、後期）
 - ③ 訓練修了3ヵ月間の就職率（前期、後期）
 - ④ 受講生へのアンケート調査結果（概要）
 - ⑤ その他
 - ・ 事業計画書に記載した内容以外に実施された、受講生の就職に有効な新たな工夫など、業務のレベルアップに向けた取組内容
 - ・ 業務改善指導に基づく改善結果（必要な場合）
 - ・ 東京都対象業務所管部署が実施する場合、業務の実施に要した経費
 - ⑥ 評価基準に基づく評価結果
- (2) 公表方法
産業労働局ホームページ及び総務局行政改革推進部ホームページにおいて公表する。
- (3) 公表時期
後期訓練の修了3ヵ月後に就職率が確定した後、準備が整い次第公表する。
- (4) 東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の意見聴取
公表にあたっては、東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の意見を聴くものとする。
- (5) 評価結果の通知及び再評価請求
民間事業者が対象業務を実施する場合、産業労働局総務部は、評価結果について、東京都版市場化テストモデル事業監理委員会の意見を聴く前に民間事業者に通知するものとする。民間事業者は、評価内容に不服があるときは、産業労働局総務部に対し再評価を請求することができる。
- (6) その他
東京都対象業務所管部署が実施する場合、業務の実施に要した経費について、平成20年7月10日までに産業労働局総務部へ報告するものとする。

4 その他

- (1) 民間事業者が実施する場合、民間事業者は、実施期間終了3ヶ月後に就職率が明らかになった以降、本評価に係る作業に関し、協力するものとする。
- (2) モデル事業終了後、総務局行政改革推進部がモデル事業全般について、関係者に対し、意見、改善要望等のヒアリングまたはアンケート調査等を実施し、本格実施に向けた必要な対応を行う。

<別表>

区分	項目	視点
対象業務の実施状況	対象業務の適切な実施【必須事項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書に記載した内容に従い、業務を確実に実施したか。 ・ 事務処理マニュアルに定める内容（報告、提出書類など）を確実に履行したか。
	業務実施上の新たな工夫等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書に記載した内容以外に、受講生の就職に有効な新たな工夫など、業務のレベルアップに向けた取組がなされたか。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務改善指導に対する改善状況（必要な場合） ・ 東京都対象業務所管部署が実施する場合、業務の実施に要した経費が提示金額の範囲内であるか。など
事業効果	修了率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入校生の訓練修了実績はどうか。（退校者がいる場合はその事由を含む）
	訓練修了3ヶ月間の就職率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施要項上の要求水準（目標就職率70%）を達成しているか。 （就職率は目標値70%に達成したか。または達成するための十分な工夫がなされたか） ・ 就職先は、訓練科目に関連する分野であるか。 ・ 就職経路は、就職支援によるものか。
	受講生に対するアンケート調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練内容及び就職支援について、訓練生の評価は優れているか。
その他	特に評価すべき点	

[参考] モニタリング及び評価の流れ

年度	平成19年度												平成20年度								
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
モニタリング (前期)			前期訓練 (4~9月)					就職状況把握 (修了3ヵ月間)													
	実施状況の確認						モニタリング 結果の公表														
モニタリング (後期)							後期訓練 (10~3月)					就職状況把握 (修了3ヵ月間)									
	実施状況の確認						モニタリング 結果の公表														
事業実施 後の評価																			事業実施後の 評価の公表		

第 1 回東京都版市場化テストモデル事業監理委員会 議事概要

1 日 時

平成 18 年 10 月 3 日（火）14 時から

2 場 所

東京都庁第一本庁舎 33 階 特別会議室 N 3

3 出席者

根本委員長、灰原委員、松崎委員、泉本委員、有我専門委員

4 議 題

東京都版市場化テストモデル事業実施要項（案）について

5 議 事

(1) 総務局行政改革推進部長あいさつ

(2) 委員紹介

(3) 委員長あいさつ

(4) 事務局より資料説明

① 東京都版市場化テストモデル事業監理委員会設置要綱について

- ・ 委員会の設置目的、所掌事項について説明。
- ・ 本委員会での議論を踏まえ、都としてモデル事業実施要項等を決定していく。

② 東京都版市場化テストの概要及びスケジュールについて

- ・ 市場化テストは、国において 7 月に施行された「競争による公共サービスの改革に関する法律」により制度化。しかし、法律で規定されている自治体業務は主に市町村の窓口業務であるため、都が法に基づいて市場化テストを実施することはできない。
- ・ 都では、昨年 11 月に発表した行財政改革の新たな指針や 7 月に発表した行財政改革実行プログラムにおいて、これまで法令の運用により民間開放が困難だった技術専門校の業務について、官民競争が実現する形で市場化テストのモデル事業を実施するとしたところである。
- ・ 今回のモデル事業は、官と民の競争条件を整備するため、官の情報開示を徹底するとともに、役所単独ではなく本監理委員会によるチェックや評価のしくみを確立することを目指した。具体的には、対象事業の選定にあたり、民間アンケート等を実施するとともに、入札公告後も民間からの質問等に誠実に対応していく。さらに、本委員会によりモデル事業全般にわたる監視機能を担保していく。
- ・ 実施スケジュールの予定については、10 月 16 日に予定している入札公告後、民間事業者の検討期間をなるべく長く取るよう工夫し、事業計画書と入札書の受付までの期間を 1 ヶ月半以上取ることとした。

- ・ モデル事業の検証を踏まえ、本格実施を行う際には、技術専門校の対象科目を一層拡大するとともに、他の事業についても検討していく。対象事業の選定にあたっては、民間事業者の意見等を伺い、事業に活かしていく。

③ 対象科目の選定について説明

- ・ 都の技術専門校が実施している能力開発訓練は 88 科目
- ・ 普通課程訓練（2年、1年コース）は、現状では普通課程の民間委託が認められていないため、引続き、国に見直しを働きかけるとともに、必要性を整理しつつ、19年度以降の市場化テストの対象としていく。
- ・ 短期課程訓練（3ヶ月、2ヶ月コース）は過去の実績を踏まえ、必要性を整理しつつ、市場化テストにかけることなく、民間委託訓練（施設外訓練）に移行する。
- ・ 短期課程訓練（6ヶ月コース）は民間事業者からの意見募集や専門学校等へのアンケート調査の結果を踏まえ、一定規模の民間の受け皿がある科目を市場化テストの対象とした。科目改変、法令改正などにより、訓練基準の見直しが必要なものについては、19年度以降実施していく。
- ・ 以上により、5科目7校を今回のモデル事業の対象として整理した。

④ アンケート調査の結果について

- ・ 88科目中、41科目について民間事業者から希望があった。来年度以降の対象科目の選定の参考にもしていきたい。

⑤ 東京都版市場化テストモデル事業実施要項（案）について

- ・ 実施要項（案）記載の項目ごとに説明。

(5) 質疑の概要

- 本委員会の議事や委員氏名などは公開か、または非公開か。

〔事務局〕

委員会自体は非公開とするが、入札公告と同時に、議事概要及び委員意見に対する都の見解を公表。委員の氏名については、実施要項に記載しホームページ及び東京都公報で公表。（各委員了解）

- 訓練の指導員について、民間事業者が実施する場合、外部からの派遣やアルバイトの場合もありうるが、正規の雇用契約を結んだ者でないと駄目なのか。

〔事務局〕

実施要項に記載の要件をクリアしていれば、非常勤でもかまわない。民間事業者の工夫で提案してもらいたい。

- 再委託の関係だが、業務を丸投げすれば再委託だが、民間事業者が指導員を派遣という形で揃える場合は、再委託には当たらないということでしょうか。

〔事務局〕

労働者派遣法に基づく人材派遣により講師を揃える場合については問題ない。

- 指導員も時間講師と同じでしょうか。社員である必要はないか。

〔事務局〕

そのとおり。

- 選定基準の点数の刻み方について、採点項目は 50 点を 10 点刻み、加算項目は 20 点を

20点刻み(20点または0点)としているが、その理由は何か。訓練機器の充実については差がつくのではないか。

〔事務局〕

加算項目についてはあまり差が開かないと考えられるため20点または0点という考え方で整理した。採点項目については差がついてくるという認識で10点刻みということで整理をしている。

- 落札者決定基準については外部に公表するのか。

〔事務局〕

落札者決定基準は公表する。

- 質600点と価格400点の配分としている理由は何か。

〔事務局〕

事業の実施者が都と民間のどちらとなっても、都は事業実施者としての責任を負う。コストだけでなく、質を重視することは重要と考えているため、6:4とした。

- 教育においては、金銭に換えられないものがある。金額でない部分をどの辺まで考慮するのか。透明性を確保する観点で、60:40の説明が必要である。
- 民間では6ヶ月訓練の就職支援の実績はないわけだが、実績をどのように見るのか。
- モニタリングはどうするのか。実績により金額を上下させる仕組みなのか。

〔事務局〕

都は実績があるが、民間にはないため、一定の就職率を求めるのは民間に不利になるのではないかと考え、今回は就職率70%をあくまで目標値とした。インセンティブ契約の工夫については今後の課題とさせていただきたい。

- 成果については責任を問わないということか。

〔事務局〕

そのとおり。ただし、事業実施状況のモニタリング及び事業実施後の評価を行うなど、成果が上がるようできる限りの対応をしていく。

- 是正措置はどうなっているか。

〔事務局〕

実施要項に記載しているとおり、モニタリングと評価については別途定めていきたい。

- 成果は契約解除事由にはならないということか。

〔事務局〕

そのとおり。なお、成果に応じた仕組みについては今後の課題とさせていただきたい。

- 「就職率70%」を書く必要があるか。都ではだいたい70%いつているのか。

〔事務局〕

都では80~90%はいつている。公共訓練は就職が目標であり、7割はいかないとサービスの低下につながる。

- 修了時に未就職である者に対する就職支援はどこまでやるのか。審査において、取組があれば加点していくというイメージか。

〔事務局〕

前期(4月~9月)はいいが、後期(10月~3月)は契約期間を過ぎてしまうため、

事業者の自主努力で就職支援していただくようお願いしていきたい。

- 生徒にとっては好ましいことであり、まさに加算点にふさわしい項目である。期間については修了後3ヶ月にするのか6ヶ月にするのか。

〔事務局〕

公共訓練では3ヶ月で就職していただくこととしている。

- 就職率70%は訓練修了後をさしているのか。

〔事務局〕

修了後3ヵ月後である。

- その辺を明記すべき。
- 評価項目は限定列举か。

〔事務局〕

限定列举である。

- PFIでは、想定していないような提案に対応するため、その他の項目を入れる。「その他有効な提案がなされているか」というのを入れた方がよい。
- 法人の審査はあるか。

〔事務局〕

入札参加資格審査手続きがある。

- 専門学校等にどれほどの理解があるか。法人本部が都外に所在し、施設が都内にある場合は参加可能か。

〔事務局〕

問題ない。

- 都と民間の入札条件の公平性についてだが、都が実施する場合、提案内容に基づき実施する責任はどこに規定しているか。

〔事務局〕

実施要項9頁に規定している。

- モニタリングも同様か。

〔事務局〕

そのとおり。

- 間接経費、特に人件費について、民間はその分をもらわなければならないから必要な人件費は厳密に計算するが、都は仮に過少申告しても給与が削減されるものではないため害はない。過少申告をどう排除するのか。

〔事務局〕

都の間接経費の算定については、一定の範囲で整理している。実施要項上、都の提案の際には明細を出すこととなっている。本委員会でもチェックしていただく。

- 就職支援に関わる指導員の経費については過小となっていないか。民間の専門学校ではいろいろなスタッフが関わっており、人数として割いている。

〔事務局〕

就職支援は校内の全科目でやっており、割り返すと約0.5人分となっている。

- 実績が過小でないとすると、民間は提案できるか。都が実際それでやっているという

のならば、それでしのいでもらうしかない。

- 訓練で使用するパソコンについて、一般的にはリースにより3年くらいで更新しているが、減価償却計算は10年となっている。実際は何年使用しているのか。

〔事務局〕

実際には予算等の関係で10年以上使用しているものが多い。

- 間接経費については、算定する範囲に加え、実態面がポイントとなる。実際使用している年数で計算した方が民間も納得する。算定がぶれるのは、算定範囲と、どの程度使用しているかである。
- 価格点400点は算定内訳でなく、トータル金額で算定するのか。

〔事務局〕

そのとおり。

- 価格点の算定方法はどのような基準で出すのか。

〔事務局〕

予定基準価格との対比で算定することとなっている。

- PFIでは最低入札価格を基準として算出する方法があるが、あくまで予定基準価格との差を基準とする理由はなにか。

〔事務局〕

予定価格を満点とした場合の計算方式であり、予定価格の客観性を感じさせるため。都の総合評価一般競争入札では一般的にこの方法を採用している。

- 直接経費と間接経費のバランスのとり方はどうか。

〔事務局〕

都の実績や実態に合わせている。民間と異なってくるのは仕方がない。

- 民間はパソコンについてリースで新しい機器を入れている。古いパソコンと新規リースの違いはどのように評価されるのか。

〔事務局〕

その点は評価項目にふさわしいと考える。整理する。

- OSやネットワークは要求水準としないのか。

〔事務局〕

要求水準は訓練を実施するうえで最低限のものとして整理している。評価項目については、誰が見ても分かるように設定した。

- リースの場合、10年と3年ではかなり違ってくる。
- 上のレベルを見るときりがいい。最低限の線引きしかないか。今後、さらに高いレベルが必要になれば、徐々に個別に決めていけばいい。6ヶ月コースは、民間でいうと1年くらいのカリキュラムである。おいおい細かい議論をしていく必要がある。

本日の話では採点がポイント。当面、都が想定していなかった民間の努力や創意工夫を反映できるように、落札者決定基準の1、2、5にそれぞれ「その他」の項目を加えるべき。「その他」に対して、どれほどの加算点を入れるかで配点を調整する必要がある。

〔事務局〕

調整したい。

- 就職支援について、入校選考は都で行うこととなっているが、(自ら選考できない) 民間としてはかなり冒険であり、専門学校等に理解させないと難しい。消極的になる恐れがある。

[事務局]

今回の事務系は応募者が多く実績として従来から高倍率であり、ご懸念には当たらないのではと考えている。

- リスク分担はどうか。

[事務局]

- ・ 選考は都で行うこととしている。
- ・ 極論すれば、民間で選考すれば、就職率をあげるために就職しやすい人を選び、都が選定すれば、就職困難な人を選ぶ可能性がありうる。都が選考しても、実施要項に民間が不利益な取扱いを受けた場合には申し出ることができる仕組みを入れ込んだ。申し出があった場合、この委員会にもかけることとなる。

- 選考を民間と都でやるのでは、差があるのではないか。

[事務局]

公共職業訓練では、その人にとっての必要性という観点での選考となる。比較的成績が悪くても、就職の必要性が高い人をどのように就職させるかを考える必要がある。

- 訓練生の選定のリスクは都に入れておいていただければよいのでは。

[事務局]

選考・入校のリスクについて追加する。

**第 1 回東京都版市場化テストモデル事業監理委員会
における委員意見及び都の見解**

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 () 内は担当局
1	就職率70%は訓練修了後をさしているのか。明記すべき。(実施要項 p 4)	実施要項 p 4 Ⅲ対象業務の要求水準(2)において「訓練修了後3ヶ月間の就職率70%以上を目標とし、訓練及び就職支援体制を整えること」との記述を明記しました。(産業労働局)
2	物件費に係る経費などが、全体平均なのか、学校ごとなのかわかりにくい。(実施要項 p 7)	実施要項 p 7 「2 実施に要した経費」<内訳表>の中で、維持管理経費(光熱水費等)及び減価償却費(建物)について備考欄に学校名を付し、学校ごとである旨、明記しました。(産業労働局)
3	選考・入校のリスクについて追加すべきではないか。(実施要項 p 17)	実施要項の p 17 「4 東京都と受託者のリスク分担表」に「入校選考・入校のリスク」欄を追加し、リスクの所在が都にあることを明確にしました。(産業労働局)
4	訓練の指導員について、民間事業者が実施する場合、外部からの派遣やアルバイトの場合もありうるが、正規の雇用契約を結んだ者でないと駄目なのか。(実施要項 p 2)	指導員については、実施要項 p 2 の 8 に記載の要件をクリアしていれば、非常勤も可能です。そこに民間事業者の工夫の余地も考えられると考えます。(産業労働局)
5	業務を丸投げすれば再委託だが、民間事業者が指導員を派遣という形で揃える場合は、再委託には当たらないということでしょうか。また、指導員も時間講師と同じでしょうか。社員である必要はないか。(実施要項 p 2)	労働者派遣法に基づく人材派遣により指導員を確保することは、問題ありません。また、指導員も時間講師と同様、必ずしも社員である必要はありません。(産業労働局)
6	実績をどう評価するのか。モニタリングはどうするのか。実績により金額を上下させる仕組みなのか。(実施要項 p 19)	都は実績があるが民にはないため、一定の就職率を求めるのは民間に不利になるのではないかと考え、今回は就職率70%をあくまで目標値とした。また、都に対するペナルティの仕組みが制度的に難しいため今回は見送らせていただいた。インセンティブ、ペナルティの工夫については今後の課題とさせていただきたい。(産業労働局・総務局)

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 ()内は担当局
7	成果については責任を問わないということか。また、是正措置はどうなっているか。(実施要項 p19)	事業のモニタリング及び事業実施後の評価などにより成果があがるよう対応していきます。また、必要に応じて都による指導監督を行います。なお、実施要項に記載しているとおり、モニタリングと評価の手法については、委員会の意見を聴きながら別途決めていきます。(産業労働局・総務局)
8	都内部の情報遮断措置は、具体的にどのように行うのか。(実施要項 p 15)	入札実施の担当職員と参加部門の担当職員を特定するとともに、入札公告後、入札の公平性を阻害するおそれのある情報の交換を禁止するよう職務命令として定めることとします。(産業労働局)
9	就職率70%を書く必要があるか。都はだいたい70%いつているのか。(実施要項 p 2)	都では就職率80~90%の実績があります。公共職業訓練は就職してもらうことが目的です。市場化テストを実施して、就職率が現状よりも低下することは避けたいと考えています。(産業労働局)
10	修了時に未就職である者に対する就職支援はどこまでやるのか。審査において、取組があれば加点していくというイメージか。(実施要項 p13)	前期は対応できますが、後期は契約期間を過ぎてしまうため、直接的な就職支援が難しいと考えています。事業者の自主努力で支援していただくこととし評価の際の加点要素とします。(産業労働局)
11	修了後の就職支援は生徒にとっては好ましいことであり、まさに加算点にふさわしい項目である。期間を3ヶ月にするのか6ヶ月にするのか。(実施要項 p13)	公共訓練では、統計上3ヶ月間の就職状況について調査しています。(産業労働局)
12	間接経費、特に人件費について、民間はその分をもらわなければならないから必要な人件費は厳密に計算するが、都は仮に過少申告しても給与が削減されるものではないため害はない。過少申告をどう排除するのか。(実施要項 p 7)	都の間接経費については、一定の範囲で整理しています。実施要項上、都の提案の際には人員、減価償却期間、詳細を提出するようにします。その内容については、本委員会でチェックしてきます。(産業労働局)

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 ()内は担当局
13	就職支援に関わる指導員の経費については過小となっていないか。民間の専門学校ではいろいろなスタッフが関わっており、人数として割っている。(実施要項 p 7)	就職支援は全学校の全科目でやっており、1科目に割り返すと0.5人分となっています。これは、実績に基づいた算定であり、過小評価ではありませんが、精度をあげるため科目ごとに計算することとします。(産業労働局)
14	訓練で使用するパソコンについてだが、一般的にはだいたいリースで3年くらいで更新しているが、減価償却計算は10年となっている。実際は何年使用しているのか。(実施要項 p 7)	パソコンについては、6年～8年で更新していますが、備品については、実際には予算等の関係で10年以上使用しているものも多く、個別の計算ではなく、平均的な期間として10年としています。(産業労働局)
15	入校選考は都で行うこととなっているが、(自ら選考できない)民間としてはかなり冒険であり、民間側の理解を得ることが重要だ。(実施要項 p 2)	公共訓練として行う事業であり、公共性を損ねることはできません。求職者の就職支援としてふさわしい人材の入校を公平・公正に行っていきます。 なお、実施要項に民間が不利益な取扱いを受けた場合には行政改革推進部に申し出ることができる仕組みとなっています。必要に応じて本委員会にも意見を聴き適切に対応していきます。(産業労働局)
16	都において入校生を決定するのであれば、訓練生の選定・入校のリスクは都にあるとの明記が必要なのではないか。(実施要項 p 17)	選考・入校のリスクの項目を追加し都のリスクとします。(産業労働局)
17	契約締結日はいつか。(実施要項 p 15)	契約締結日は19年4月1日です。(財務局)
18	価格の算定方法はこれでいいのか。PFIでは、 $\text{価格点} = \text{価格の配点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$ で行うのが一般的 (実施要項 p 14)	東京都の委託業務についての総合評価一般競争入札では実施要項 P 14 の計算式が一般的に使われています。 (計算式) $\text{価格点} = \text{満点の価格点} - (\text{入札価格} / \text{予定基準価格}) \times \text{満点の価格点}$ (財務局)

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 ()内は担当局
19	法人本部が都外にあっても入札参加資格登録は可能か。(実施要項 p 10、11)	可能です。(財務局)
20	訓練施設のアメニティは評価項目にならないのか。(実施要項 p 13)	評価項目として追記します。 (産業労働局)
21	価格点400点は算定内訳でなく、トータル金額で算定するのか。 また、価格点の算定方法はどのような基準で出すのか。(実施要項 p 14)	トータル金額での算定します。 また、算定方法は、予定基準価格との対比で算定することとしています。(産業労働局)

	委員意見	意見に対する見解 ()内は担当局
1	選定基準の点数の刻み方について、採点項目は50点を10点刻み、加算項目は20点を20点刻み(20点または0点)としているが、その理由は何か。	公共訓練を実施していく上での重点事項及び細かな評価が可能であると判断した項目について、50点の採点としています。また、評価項目として、細かい優劣を評価できにくいものについては、〇×での評価とし、配点を20点としています。(産業労働局)
2	訓練機器の充実については判断が難しい。結構差があるのでは。いずれにしても選定基準事態には影響を与えないと思うが、実際に審査するときのマニュアルで何点刻みにするのか。	訓練機器の充実については、ご指摘の通り細かな判定が難しいと思われます。そのため、充実度については、評価すべき機器を有しているかどうかの〇×での評価とします。(産業労働局)
3	採点基準が一番重要である。質600点と価格400点の配分がいいのか。これはどういう理由か。	事業の実施者が都と民間のどちらとなっても、都は事業実施者としての責任を負うこととなります。コストだけでなく、質を重視することは重要と考えているため、6：4としています。(産業労働局)
4	想定していないような提案に対応するため、その他の項目として「その他有効な提案がなされているか」というのを入れたほうがよい。	都が想定していなかった民間の努力や創意工夫を反映できるように、落札者決定基準の1、2、5にそれぞれ「その他」の項目を加えます。配点は20点としました。(産業労働局)
5	民間はパソコンについてリースで新しい機器を入れている。古いパソコンと新規リースの違いはどのように評価されるのか。OSやネットワークは要求水準としないのか。	要求水準は訓練を実施するうえで最低限のものとしています。具体的には、基礎審査部分で「必要な訓練機器が配備されているか」で最低条件が整っていることを確認し、加点項目1(6)「訓練機器は充実しているか」で充実した機器環境を評価します。(産業労働局)
6	評価基準について、採点項目は10点単位、加点項目は20点か0点かとなっている。この辺の基準はどうか。評価項目は、限定列举か例示列举か。項目毎の配点はどうか。	採点項目それぞれの配分点数については、産業労働局総務部に技術審査会を設置し、採点基準を定め採点をおこないます。採点の考え方については、入札説明会開催時に公表するとともにホームページに掲載します。(産業労働局)

	委員意見	意見に対する見解 ()内は担当局
7	落札者決定基準については実施要項にも書いてあるが、どういう位置関係か。外部に公表するのか。	落札者決定基準は、入札公告の際公表します。また、加点、採点の考え方についても、入札説明会に公表するとともにホームページに掲載します。(産業労働局)
8	民間では6ヶ月訓練の就職支援の実績はないわけだが、実績をどのように見るのか。	民間事業者の過去の事業実績について対象者や対象科目が同様な場合など、類似事項を評価し、加点を行います。(産業労働局)
9	評価項目は限定列挙か。	限定列挙です。(産業労働局)
10	PFIでは、想定していないような提案に対応するため、その他の項目を入れる。「その他有効な提案がなされているか」というのを入れたほうがよい。	落札者決定基準のⅠ、Ⅱ、Ⅴの3項目で「その他の項目」を設けます。(産業労働局)

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 () 内は担当局
1	就職率70%は訓練修了後をさしているのか。明記すべき。(実施要項 p 4)	実施要項 p 4 Ⅲ対象業務の要求水準(2)において「訓練修了後3ヶ月間の就職率70%以上を目標とし、訓練及び就職支援体制を整えること」との記述を明記しました。(産業労働局)
2	物件費に係る経費などが、全体平均なのか、学校ごとなのかわかりにくい。(実施要項 p 7)	実施要項 p 7 「2 実施に要した経費」<内訳表>の中で、維持管理経費(光熱水費等)及び減価償却費(建物)について備考欄に学校名を付し、学校ごとである旨、明記しました。(産業労働局)
3	選考・入校のリスクについて追加すべきではないか。(実施要項 p 17)	実施要項の p 17 「4 東京都と受託者のリスク分担表」に「入校選考・入校のリスク」欄を追加し、リスクの所在が都にあることを明確にしました。(産業労働局)
4	訓練の指導員について、民間事業者が実施する場合、外部からの派遣やアルバイトの場合もありうるが、正規の雇用契約を結んだ者でないと駄目なのか。(実施要項 p 2)	指導員については、実施要項 p 2 の 8 に記載の要件をクリアしていれば、非常勤も可能です。そこに民間事業者の工夫の余地も考えられると考えます。(産業労働局)
5	業務を丸投げすれば再委託だが、民間事業者が指導員を派遣という形で揃える場合は、再委託には当たらないということによいか。また、指導員も時間講師と同じによいか。社員である必要はないか。(実施要項 p 2)	労働者派遣法に基づく人材派遣により指導員を確保することは、問題ありません。また、指導員も時間講師と同様、必ずしも社員である必要はありません。(産業労働局)
6	実績をどう評価するのか。モニタリングはどうするのか。実績により金額を上下させる仕組みなのか。(実施要項 p 19)	都は実績があるが民にはないため、一定の就職率を求めるのは民間に不利になるのではないかと考え、今回は就職率70%をあくまで目標値とした。また、都に対するペナルティの仕組みが制度的に難しいため今回は見送らせていただいた。インセンティブ、ペナルティの工夫については今後の課題とさせていただきたい。(産業労働局・総務局)

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 ()内は担当局
7	成果については責任を問わないということか。また、是正措置はどうなっているか。(実施要項 p19)	事業のモニタリング及び事業実施後の評価などにより成果があがるよう対応していきます。また、必要に応じて都による指導監督を行います。なお、実施要項に記載しているとおり、モニタリングと評価の手法については、委員会の意見を聴きながら別途決めていきます。(産業労働局・総務局)
8	都内部の情報遮断措置は、具体的にどのように行うのか。(実施要項 p 15)	入札実施の担当職員と参加部門の担当職員を特定するとともに、入札公告後、入札の公平性を阻害するおそれのある情報の交換を禁止するよう職務命令として定めることとします。(産業労働局)
9	就職率70%を書く必要があるか。都はだいたい70%いつているのか。(実施要項 p 2)	都では就職率80~90%の実績があります。公共職業訓練は就職してもらうことが目的です。市場化テストを実施して、就職率が現状よりも低下することは避けたいと考えています。(産業労働局)
10	修了時に未就職である者に対する就職支援はどこまでやるのか。審査において、取組があれば加点していくというイメージか。(実施要項 p13)	前期は対応できますが、後期は契約期間を過ぎてしまうため、直接的な就職支援が難しいと考えています。事業者の自主努力で支援していただくこととし評価の際の加点要素とします。(産業労働局)
11	修了後の就職支援は生徒にとっては好ましいことであり、まさに加算点にふさわしい項目である。期間を3ヶ月にするのか6ヶ月にするのか。(実施要項 p13)	公共訓練では、統計上3ヶ月間の就職状況について調査しています。(産業労働局)
12	間接経費、特に人件費について、民間はその分をもらわなければならないから必要な人件費は厳密に計算するが、都は仮に過少申告しても給与が削減されるものではないため害はない。過少申告をどう排除するのか。(実施要項 p 7)	都の間接経費については、一定の範囲で整理しています。実施要項上、都の提案の際には人員、減価償却期間、詳細を提出するようにします。その内容については、本委員会でチェックしてきます。(産業労働局)

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 ()内は担当局
13	就職支援に関わる指導員の経費については過小となっていないか。民間の専門学校ではいろいろなスタッフが関わっており、人数として割っている。(実施要項 p 7)	就職支援は全学校の全科目でやっており、1科目に割り返すと0.5人分となっています。これは、実績に基づいた算定であり、過小評価ではありませんが、精度をあげるため科目ごとに計算することとします。(産業労働局)
14	訓練で使用するパソコンについてだが、一般的にはだいたいリースで3年くらいで更新しているが、減価償却計算は10年となっている。実際は何年使用しているのか。(実施要項 p 7)	パソコンについては、6年～8年で更新していますが、備品については、実際には予算等の関係で10年以上使用しているものも多く、個別の計算ではなく、平均的な期間として10年としています。(産業労働局)
15	入校選考は都で行うこととなっているが、(自ら選考できない)民間としてはかなり冒険であり、民間側の理解を得ることが重要だ。(実施要項 p 2)	公共訓練として行う事業であり、公共性を損ねることはできません。求職者の就職支援としてふさわしい人材の入校を公平・公正に行っていきます。 なお、実施要項に民間が不利益な取扱いを受けた場合には行政改革推進部に申し出ることができる仕組みとなっています。必要に応じて本委員会にも意見を聴き適切に対応していきます。(産業労働局)
16	都において入校生を決定するのであれば、訓練生の選定・入校のリスクは都にあるとの明記が必要なのではないか。(実施要項 p 17)	選考・入校のリスクの項目を追加し都のリスクとします。(産業労働局)
17	契約締結日はいつか。(実施要項 p 15)	契約締結日は19年4月1日です。(財務局)
18	価格の算定方法はこれでいいのか。PFIでは、 $\text{価格点} = \text{価格の配点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$ で行うのが一般的 (実施要項 p 14)	東京都の委託業務についての総合評価一般競争入札では実施要項 P 14 の計算式が一般的に使われています。 (計算式) $\text{価格点} = \text{満点の価格点} - (\text{入札価格} / \text{予定基準価格}) \times \text{満点の価格点}$ (財務局)

	委員の意見・質問	意見・質問に対する回答 ()内は担当局
19	法人本部が都外にあっても入札参加資格登録は可能か。(実施要項 p 10、11)	可能です。(財務局)
20	訓練施設のアメニティは評価項目にならないのか。(実施要項 p 13)	評価項目として追記します。(産業労働局)
21	価格点400点は算定内訳でなく、トータル金額で算定するのか。また、価格点の算定方法はどのような基準で出すのか。(実施要項 p 14)	トータル金額での算定します。また、算定方法は、予定基準価格との対比で算定することとしています。(産業労働局)

	委員意見	意見に対する見解 ()内は担当局
1	選定基準の点数の刻み方について、採点項目は50点を10点刻み、加算項目は20点を20点刻み(20点または0点)としているが、その理由は何か。	公共訓練を実施していく上での重点事項及び細かな評価が可能であると判断した項目について、50点の採点としています。また、評価項目として、細かい優劣を評価できにくいものについては、〇×での評価とし、配点を20点としています。(産業労働局)
2	訓練機器の充実については判断が難しい。結構差があるのでは。いずれにしても選定基準事態には影響を与えないと思うが、実際に審査するときのマニュアルで何点刻みにするのか。	訓練機器の充実については、ご指摘の通り細かな判定が難しいと思われます。そのため、充実度については、評価すべき機器を有しているかどうかの〇×での評価とします。(産業労働局)
3	採点基準が一番重要である。質600点と価格400点の配分がいいのか。これはどういう理由か。	事業の実施者が都と民間のどちらとなっても、都は事業実施者としての責任を負うこととなります。コストだけでなく、質を重視することは重要と考えているため、6：4としています。(産業労働局)
4	想定していないような提案に対応するため、その他の項目として「その他有効な提案がなされているか」というのを入れたほうがよい。	都が想定していなかった民間の努力や創意工夫を反映できるように、落札者決定基準の1、2、5にそれぞれ「その他」の項目を加えます。配点は20点としました。(産業労働局)
5	民間はパソコンについてリースで新しい機器を入れている。古いパソコンと新規リースの違いはどのように評価されるのか。OSやネットワークは要求水準としないのか。	要求水準は訓練を実施するうえで最低限のものとしています。具体的には、基礎審査部分で「必要な訓練機器が配備されているか」で最低条件が整っていることを確認し、加点項目1(6)「訓練機器は充実しているか」で充実した機器環境を評価します。(産業労働局)
6	評価基準について、採点項目は10点単位、加点項目は20点か0点かとなっている。この辺の基準はどうか。評価項目は、限定列举か例示列举か。項目毎の配点はどうか。	採点項目それぞれの配分点数については、産業労働局総務部に技術審査会を設置し、採点基準を定め採点をおこないます。採点の考え方については、入札説明会開催時に公表するとともにホームページに掲載します。(産業労働局)

	委員意見	意見に対する見解 ()内は担当局
7	落札者決定基準については実施要項にも書いてあるが、どういう位置関係か。外部に公表するのか。	落札者決定基準は、入札公告の際公表します。また、加点、採点の考え方についても、入札説明会に公表するとともにホームページに掲載します。(産業労働局)
8	民間では6ヶ月訓練の就職支援の実績はないわけだが、実績をどのように見るのか。	民間事業者の過去の事業実績について対象者や対象科目が同様な場合など、類似事項を評価し、加点を行います。(産業労働局)
9	評価項目は限定列挙か。	限定列挙です。(産業労働局)
10	PFIでは、想定していないような提案に対応するため、その他の項目を入れる。「その他有効な提案がなされているか」というのを入れたほうがよい。	落札者決定基準のⅠ、Ⅱ、Ⅴの3項目で「その他の項目」を設けます。(産業労働局)

東京都版市場化テストモデル事業Q&A

番号	内容	科目	資料該当箇所	質問	回答
1	入校選考	共通	実施要項Ⅱ4(P2)	公共訓練については訓練生が多岐に及んでいるとのことだが、具体的にどのような人材の入校が考えられるのか？	訓練生については、求職中又は転職を希望している方で雇用保険受給中の方、障害のある方(身体障害者手帳、精神障害保険福祉手帳所持者等を含む)、母子家庭の母親等、様々な方が想定されます。また、今回の市場化テストモデル事業の対象科目の中には、高齢者(概ね50歳以上)を対象とした訓練科目もあります。
2	入校選考	共通	実施要項Ⅱ4(P2)	どのような選定基準で訓練生を選考するのか？	選考においては、筆記試験と面接試験を実施し、その結果を総合的に判断して合否を決定します。筆記試験の内容は、中学校3年生までに学んだ国語と数学(貿易実務科については英語も)です。筆記試験では必要な受講能力等を確認し、面接試験では受講意欲、就業意欲等を確認します。
3	入校選考	共通	実施要項Ⅱ4(P2)	訓練生の入校選考は、管轄校のみで実施するのか？	訓練生の入校選考については、実施要項、仕様書及び事務マニュアルに記載のとおり、管轄校において実施します。
4	入校選考	ビジネス経理・経営管理実務(高齢者校)	実施要項Ⅱ3(P2)	高齢者校で実施する2科目については、訓練生は概ね50歳以上とのことだが、具体的には何歳以上を対象としているのか？	具体的には、45歳以上を対象としています。
5	訓練内容	共通	実施要項Ⅱ6(4)(P2)	実施要項Ⅱ「6訓練内容」の(4)に、「(「職業訓練指導員業務指針について)」とあるが、貴局の掲載URLを教えてください。	括弧書きで「職業訓練指導員業務指針について」と記載したのは、訓練内容に生活指導を含むことについての根拠を示すためです。念のため確認したいという方は、東京都産業労働局ホームページ http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/whats-new/sijoukatest.html をご覧ください。
6	訓練内容	共通	実施要項Ⅴ1(2)(P5)、東京都職業訓練基準(各科目)	実施要項Ⅴ1「(2)訓練教科目の内容」に記載の教科目(ユニット)「社会」については、現状の授業計画(シラバス)は開示されないのか？	教科目(ユニット)の「社会」において東京都が実施している内容については、別紙「訓練基準について(全科目共通)」をご覧ください。
7	訓練内容	共通	実施要項Ⅴ1(2)(P5)、東京都職業訓練基準(各科目)	「社会」の中に、「上級救命救急技能講習」もしくは「防火管理者講習」を入れることは可能か？	ご提案の「上級救命救急技能講習」もしくは「防火管理者講習」については、「社会」に入れることはできませんので、「安全衛生作業」に入れてください(「社会」と「安全衛生作業」の内容については、別紙「訓練基準について(全科目共通)」を参照。)
8	訓練内容	共通	事務処理マニュアル(P4,7)	訓練生の一部は、訓練開始日と訓練終了日の午後に公共職業安定所へ行き、訓練開始及び終了の手続きを行っているとのことだが、本市場化テストモデル事業でも同様の手続きが必要か？	公共職業訓練の訓練生のうち雇用保険受給者については、訓練開始日と訓練終了日の午後に公共職業安定所へ行き、訓練開始及び終了の手続きを行う必要があります。したがって、本市場化テストモデル事業においても、訓練開始日と訓練終了日の午後は、訓練を入れないように注意してください。
9	訓練内容	共通	実施要項Ⅱ14(P4)	教科書代については、上限金額が定められているか？	教科書代の上限金額は、特に定めておりません。ただし、訓練生の金銭的な負担にご配慮ください(参考:3ヶ月訓練を民間事業者へ委託した際は、15,000円を上限としました。)
10	訓練内容	共通	-	訓練実施施設外で訓練(球技大会・職場見学等)を実施することは可能か？可能な場合、交通費は受託者負担になるのか、訓練生負担になるのか？	訓練実施施設外で訓練(球技大会・職場見学等)を実施することは可能です。交通費は、訓練生負担になります。
11	訓練内容	共通	-	球技大会等を行う場合の実施場所については、訓練実施施設から距離等の制限があるか？	球技大会等を行う場合の実施場所については、訓練実施施設からの距離等の制限を特に定めてはおりません。ただし、訓練生の交通費等の負担にご配慮ください。
12	訓練内容の変更	共通	実施要項Ⅱ6(2)(P2)	実施要項Ⅱ「6訓練内容」において、「(2)訓練基準に記載されている各教科目(ユニット)の訓練時限数は、30%までの範囲内で、他の教科目(ユニット)に充てることができる」とあるが、教科目(ユニット)を新しく追加することは可能か？また、訓練内容はどの程度まで内容を変更することが可能か？	既存の教科目(ユニット)の時限を30%の枠内で減じた結果として、新たな教科目(ユニット)を追加することは可能です。しかし、既存の教科目(ユニット)について、その時限を30%の枠内で減じる以外の変更を加えることはできません。

13	訓練内容の変更	共通	事業計画書	提案した訓練内容等について、訓練開始前または途中により効果が上がるカリキュラム等が開発された場合、その内容を変更することは可能か？	事業計画書に記載されているカリキュラムの変更は、原則としてできません。より効果的なカリキュラムに変更する等の場合には、別途都と協議を行っていただくこととなります。
14	訓練内容(事業計画書の書き方)	共通	事業計画書「6訓練カリキュラム」(P32)	事業計画書「6訓練カリキュラム」の「授業計画(シラバス)の提示」について、シラバスの組み立て方には様々な工夫が考えられるが、最低限盛り込むべき項目は何か。	授業計画(シラバス)の提示に際しては、①東京都職業訓練基準を標準とし、②学科と実技の区分を明示し、③訓練生が分かりやすいことを基本として、工夫を盛り込みつつ記載してください。
15	訓練内容(事業計画書の書き方)	共通	事業計画書「6訓練カリキュラム」(P32)	事業計画書「6訓練カリキュラム」の「カリキュラム・ガイダンス等の資料」について、官の場合、全科目共通に配布するものと、各科目独自に配布するものの双方により全訓練生に徹底を図っているが、これら全ての資料添付を要するのか？	それぞれの判断において提案に必要と思われるものを添付してください。
16	訓練内容(事業計画書の書き方)	共通	事業計画書「6訓練カリキュラム」(P32)	事業計画書「6訓練カリキュラム」の「訓練の内容(端的に)」の科目名部分については、訓練内容のすべてを列記すべきか？	各科目の「東京都職業訓練基準」の「訓練基準総括表」を参考に、すべての訓練内容を記載してください。欄に書ききれない場合は、別紙(できるかぎり1枚にまとめて)に記載の上添付してください。
17	訓練内容(事業計画書の書き方)	共通	事業計画書「6訓練カリキュラム」(P32)	事業計画書「6訓練カリキュラム」の「訓練の内容(端的に)」の科目名部分について、ユニット訓練の場合、学科と実技が併記されているが、記入の際、どのように表記すべきか？	各科目の「東京都職業訓練基準」の「訓練基準総括表」を参考に記載してください。ユニット訓練については、1つの教科目の中に学科と実技が混在しているので、学科時限の合計と実技時限の合計を記入してください。
18	訓練内容(科目別)	経営管理実務	東京都職業訓練基準(経営管理実務科)	財務管理演習(ユニット)の中に、簿記検定講座を入れることは可能か？	30%の枠内であれば、財務管理演習(ユニット)の中に、簿記検定講座を入れることは可能です。
19	訓練内容(科目別)	ビジネス経理	東京都職業訓練基準(ビジネス経理科)(P13)	東京都職業訓練基準(ビジネス経理科)(P13)「2. 税務会計実習」において、「財務会計ソフト」「給与計算ソフト」の使用とあるが、指定(貸与)はあるのか？	税務会計実習において使用する「財務会計ソフト」「給与計算ソフト」については、訓練基準を満たす内容を実施することができるものであれば、特に指定はありません。また、都から貸与することはありません。
20	訓練内容(科目別)	ネットワーク構築	-	Linuxのバージョン、ディストリビューションの指定があるか？	日本語による解説及びテキストのあるLinuxのバージョン、ディストリビューションであれば、特に指定はありません(ネットワーク構築科については英語を入校要件としていません。)
21	訓練内容(科目別)	ネットワーク構築	-	ルーターは、メーカーによって使用コマンドが異なるが、メーカーの指定があるか？	ルーターについては、信頼度が高く、企業において広く使用されているものであれば、特にメーカーの指定はありません。
22	訓練内容(科目別)	ネットワーク構築	-	サーバーと各クライアントパソコン台数は、同数必要か？	サーバーとクライアントパソコンの台数は、サーバーとしての機能が担保されているのであれば、同数である必要はありません。
23	訓練内容(科目別)	ネットワーク構築	-	各クライアントパソコンは、Windows端末か、Linuxか？	ネットワーク構築科について、アプリケーション実習ではWindows端末の使用を、ネットワーク実習ではLinux端末の使用をそれぞれ想定しています(いわゆるデュアルブート環境での使用)。
24	訓練内容(科目別)	ネットワーク構築	-	各クライアントパソコンについて、スペックの指定があるか？	指定のソフトウェア等が稼動する状況であれば、特にスペックの指定はありません。
25	訓練内容(科目別)	ネットワーク構築	-	各実習に使用するアプリケーションソフトについて、メーカー指定があるか？	ワープロ、表計算等については、企業等で多く使用されているものであれば、特にメーカーの指定はありません。
26	講師	共通	実施要項Ⅱ8(P2)、事業計画書「5講師予定名簿」(P31)	実施要項Ⅱ8「8訓練を指導する者の資格及び配置」において、「(1)訓練を指導する者は、職業訓練指導員免許を有する者または職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の2第2項の規定に該当し、職業訓練の適切な指導が可能と認められる者であること。」とされているが、「これは、講師全員が前述の2つの条件のいずれかを満たす必要があるという意味か？	実施要項Ⅱ8(1)に規定する「訓練を指導する者」とは、主担当の職業訓練指導員を言います。したがって、補助の講師は、必ずしも職業訓練指導員免許を有する者または職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の2第2項の規定に該当する者である必要はありません。なお、この件については、別紙「東京都版市場化テストモデル事業 公表資料の訂正等について」もあわせてご参照ください。

27	講師	共通	事業計画書「5講師予定名簿」(P30)	事業計画書「5講師予定名簿」の「常勤・非常勤」について、週4日勤務の常勤職員はどちらで記入すべきか？また、非常勤の場合、勤務日数を表記すべきと考えるが、どの部分に記入すべきか？	勤務日数が週5日未満の職員は、非常勤として整理してください。また、非常勤職員の勤務日数については、該当の欄に「週4日」のように記載してください。
28	講師	共通	事業計画書「5講師予定名簿」(P30)	事業計画書「5講師予定名簿」の「資格」について、「教員」とは、担当教科目に関する教員免許を指すのか？それとも、教員免許を持っていれば担当教科目に関係なく○を付けてよいのか？	ここにいう「教員」とは、当該教科目に関する教員免許を有する者を指します。
29	講師	共通	事業計画書「5講師予定名簿」(P30)	事業計画書「5講師予定名簿」の「経験年数(通算)」について、 ①年数の計算は、現在の勤務先での経験のみが対象か、それとも過去の公共職業能力開発施設や民間企業・専門学校等における経験を含めるのか？ ②「今回の担当科目」に該当するのは、今回と同じ名称の科のみで、同じ事務系列科目でも別の名称であれば「その他科目」とすべきか？	①現在の勤務先での経験のみではなく、過去の公共職業能力開発施設や民間企業・専門学校等における当該教科目の内容に関する実務経験及び指導経験を含めた年数を記入してください。 ②過去に当該教科目の指導経験があれば「今回の担当科目」となり、当該教科目に関係のない教科目の指導経験であれば「その他の科目」に分類してください。
30	講師	共通	事業計画書「5講師予定名簿」(P30)	事業計画書「5講師予定名簿」の「主担当・補助」について、講師が教科目により主担当となったり補助となったりする場合があります、一律に主担当か補助か特定できない場合は、「主担当」としてよいのか？	当該教科目において当該講師が主担当となるか補助となるかについては、事業計画書において明確にしておいてください。なお、事業計画書の内容に変更があった場合には、都に対し別途協議していただくこととなります。
31	講師	共通	事業計画書「5講師予定名簿」(P30)	事業計画書「5講師予定名簿」の「備考」について、東京都非常勤講師については「自社」と「その他」のどちらの分類になるのか？	東京都が当該非常勤講師と雇用契約を結んでいるのであれば、「自社」扱いとなります。同様に、民間事業者においても、雇用契約がある場合には「自社」扱いになり、人材派遣の場合には「その他」扱いとなります。
32	講師	共通	事業計画書「5講師予定名簿」(P30)	トータルの担当講師は事業計画書「5講師予定名簿」(P30)等によって判断できるが、日々の授業の指導体制について記載する部分がない。どこに記載すべきか？	事業計画書「5講師予定名簿」(P30)の「担当科目」の欄に、当該講師が当該教科目を担当する延べ時間数を記入してください。この点については、「別添様式3東京都版市場化テストモデル事業事業計画書(提案書)の記入要領」の「5講師予定名簿」の項にも記載してあります。
33	講師	共通	事業計画書「5講師予定名簿」(P30)	事業計画書「5講師予定名簿」について、やむを得ない事情により記載した講師を変更することは可能か？また、変更を想定して、あらかじめ事業計画書に多めに講師を記載することは可能か？	事業計画書に記載されている講師の変更は、原則的にできません。やむを得ない理由で変更が必要な場合には、別途都と協議を行っていただくこととなります。事業計画書に記載する講師名については、当該教科目の訓練において実際に指導に当たる方に限定して記載してください。
34	講師	共通	事業計画書「5講師予定名簿」(P31)	事業計画書「5講師予定名簿」の但し書に記載されている担当講師の要件の「実務の経験」とは、教科を教えた経験が良いのか、それとも教科に関する実務経験が必要なのか？	「実務の経験」には、過去の公共職業能力開発施設や民間企業・専門学校等における当該教科目の内容に関する実務経験及び指導経験の双方を含みます。
35	就職支援	共通	実施要項Ⅱ7(P2)、落札者決定基準2(2)イ2(P2)	「職業紹介権」とは、都立技術専門校独自のものか？	独自のものではありません。都立技術専門校が行っている無料職業紹介事業は、職業安定法の規定(第33条の4)に基づく厚生労働大臣への届け出により実施しているものです。
36	就職支援	共通	実施要項Ⅱ7(P2)、落札者決定基準2(2)イ2(P2)	職業安定法に基づき有料職業紹介事業の許可を受けている事業者は、公共職業訓練において訓練生に対し、職業紹介を行うことが可能か？	本件市場化テストモデル事業における公共職業訓練業務においては、受託者が訓練生に対し無料で職業紹介を行うこととなります。東京労働局によれば、職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を受けている事業者は、公共職業訓練において訓練生に対し、無料で職業紹介を行うことが可能とのことです。
37	就職支援	共通	実施要項Ⅱ7(P2)	実施要項Ⅱ「7就職支援」について、「民間事業者が実施する場合にあつては、就職支援カリキュラム等により具体的計画を提示すること。」とあるが、東京都対象業務所管部署は提示しなくてよいのか？	実施要項Ⅱ「7就職支援」の「民間事業者が実施する場合にあつては、就職支援カリキュラム等により具体的計画を提示すること。」という記述は、民が落札した場合を示しており、事業計画書の提出の段階においては、官民双方が提出する必要があります。
38	就職支援	共通	事業計画書「7就職支援概要・就職支援カリキュラム」(P34)	事業計画書「7就職支援概要・就職支援カリキュラム」の「企業説明会の有無」については、合同説明会のみが対象か？企業が来校し希望者が話を聞く場合や、企業ごとに行われる説明会等に訓練生が出席する場合も記入の対象とすべきか？	「企業説明会の有無」については、実施可能な内容の全てを記載してください。
39	訓練施設・設備	共通	事業計画書「1訓練実施施設の概要等」(P25)	事業計画書「1訓練実施施設の概要等」について、 ①「トイレ数」とは、箇所数か、それとも個室数(便器)か？ ②「設備の保守点検方法」の「設備」とは、対象科目に係る設備か、それとも建物全般の施設管理保守か？	①「トイレ数」は、男性用、女性用、兼用別に便器数を記入してください。 ②「設備の保守点検方法」の欄においては、対象科目で使用する施設の設備について記入してください。
40	訓練施設・設備	共通	事業計画書「3訓練の概要」(P28)	事業計画書「3訓練の概要」においては、使用する訓練設備の全てを記入する必要があるか？	「別添様式3 東京都版市場化テストモデル事業事業計画書(提案書)の記入要領」の「3訓練の概要」の「訓練設備」の項を参照し、全て記入してください(各科目の職業訓練基準を参考にしてください)。なお、欄に書ききれない場合には、別紙に記載の上添付してください。

41	経費積算	共通	実施要項V2(P7)	実施要領V「2実施に要した経費(平成17年度)」には、技術専門校管理部門職員及び本庁職員の給与が含まれているが、管轄校の管理部門が行う事務のうち、訓練手当の認定・支給事務等、官民のいずれが落札したかに関係なく発生する事務の取扱いはどうなっているのか？本件入札に係る間接人件費の算定から除外してよいのか？	ご指摘のとおり、入校選考や訓練手当の認定・支給等、官民のいずれが落札したかに関係なく、管轄校の管理部門が行うべき事務があります(業務の役割分担については、実施要項IX「3東京都と受託者の役割分担」参照。)。これらの事務は、当然のことながら本件入札業務の対象外ですので、官民双方とも入札金額の積算に含める必要はありません。
42	経費積算	共通 (ビジネス 経理)	実施要項V2(P7)	実施要項V「2実施に要した経費(平成17年度)」において、訓練時間が1,154時限となっているが、実施要項II「5訓練実施時間」等の項目では、800時限となっている。1,154時限の根拠は何か？	ビジネス経理科を含め訓練の実施に際しては、内容に応じて、1～複数名の指導員ないしは時間講師を充てています。ご指摘の時限数は、時間講師がビジネス経理科の訓練業務に従事した延べ時限数を示したものであり、ビジネス経理科(6ヶ月コース)の時限数800時限とは別個のものです。なお、この考え方は、すべての科目に共通しています。
43	契約	共通	実施要項IX2(P15)	実施要項IX「2委託費の支払方法」に、「各回の訓練開始日から3ヶ月以内で400時限に達した時及び訓練が修了し、完了届を受理後、請求書を受理した日から30日以内に受託者に支払うものとする。」とあるが、2分割で支払うという意味か？	委託費の支払いについては、履行状況により、年間契約金額を4回に分割して支払うこととしています。具体的には、各回(前期・後期)の訓練開始日から3ヶ月以内で400時限に達したとき及び各回の訓練(800時限)が修了したとき、当該完了確認後、適正な請求書を受理した日から30日以内に受託者にお支払いします。
44	手続き	共通	実施要項VII8(2)(P12)	官の入札金額は、入札書(自己で見積もった105分の100を記入)で行えば良いのか。事業計画書(提案書)の様式には金額を入れる欄がないが、どうしたらよいか？	官においては、実施要項VII8(2)②(P12)に記載されているとおり、事業計画書とは別に「人件費、物件費その他業務の実施に要する経費を記載した書類 1部」(様式任意)を提出してください。なお、金額は、所要経費の合計金額と当該金額の105分の100に相当する金額を合わせて記載してください。
45	手続き	共通	事業計画書	提出された事業計画書は公表するのか？公表する場合、どこまで公表するのか？	提出された事業計画書自体を公表することはありませんが、落札者が決定した際には、実施要項VII11(2)及び(3)に記載のとおり、落札事業者の事業計画書の「業務の具体的な実施体制及び実施方法の概要」等を公表することとされておりますので、ご注意ください。
46	落札者決定基準	共通	実施要項VII9(P12)、落札者決定基準	入札説明会において説明のあった、より細かい評価基準とはどの程度のものか？評価基準を詳細に公表すると、事業計画書の内容は評価基準に沿った高水準のものばかりとなり、質での評価に差がつかなくなり価格のみの競争になってしまうと考えるがどうか？	落札者決定基準のより具体的な内容を記載した資料については、11月6日、本Q&Aと同時に公表した「落札者決定基準における評価の視点」をご覧ください。なお、本「視点」の公表がご指摘のような問題を発生させる可能性は低いと考えています。
47	落札者決定基準	共通	落札者決定基準2(2)イ1(P2)	落札者決定基準2(2)「イ加点項目」に「1技能到達水準を達成するための訓練実施体制」とあるが、技能到達水準の達成要件とはどのようなものか？また、何をもちて達成していることになるのか？	技能到達水準の達成要件については、各科目の東京都職業訓練基準を参照してください。達成状況の把握方法については、事業計画書「6訓練カリキュラム」の「訓練内容を充実させるための工夫」、「訓練生の満足度を高めるための取組内容」(ともにP33)の欄においてご提案ください。
48	その他	共通	事業計画書「1訓練実施施設の概要等」(P24)	事業計画書「1訓練実施施設の概要等」の「受講者等の施設見学の可否」とは、入校希望者の施設見学が可能かという意味か、それとも受講者(訓練生)の外部施設への見学がカリキュラム上組めるかという意味か？	前者(入校希望者等の施設見学が受け入れ可能かどうか)の意です。
49	その他	共通	事業計画書「1訓練実施施設の概要等」(P24)	事業計画書「1訓練実施施設の概要等」の「他公共機関での実績の有無」について、官の場合、自校での訓練となるため、「同一科目内容」に○をつければよいか？	「同一科目内容」に○をしてください。また、「2 訓練実績」(P27)にも記入をお願いします(「受託元」欄は空欄でかまいません。)
50	その他	共通	事業計画書「4組織体制」(P29)	事業計画書「4組織体制」の「組織体制(業務運営のための組織図等)」及び「業務分担」については、今回の事業に直接・間接的に関与する組織のみ抜き出して記載することでよいか？	内容が分かるのであれば、「組織図等」及び「業務分担」は、今回の業務運営に関係する部分のみでかまいません。
51	その他	共通	事業計画書「12その他添付書類」(P38)	事業計画書「12その他添付書類」について、写真は、デジタルカメラによる撮影でもよいか？	写真は、デジタルカメラによる撮影でも問題ありません。プリントしたものを提出してください。